

公開
頭撮り可

報道関係者各位

令和3年4月 20 日(火)

【照会先】

職業安定局障害者雇用対策課
課長補佐 小林 洋介
調整係長 増田 直友(5724)
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
課長補佐 日高 幸哉
就労支援係長 諏訪 林 智(3044)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2528

**第5回 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会
(オンライン開催)**

標記会議について、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン会議で開催させていただきます。

傍聴について、報道関係者の方のみ（原則1社について1名のみ）傍聴を受け付けいたします。傍聴を希望される報道関係者の方は、下記の募集要項によりお申し込みください。

当省では、検討会等のペーパーレス化の取組を推進しています。資料につきましては、開催日の前日までに、当省ホームページに掲載しますので、傍聴にあたっては、

- ・お持ちのタブレット、携帯端末等に保存の上、当日持参いただくか
- ・当省ホームページに掲載されている資料を閲覧していただくか

の対応をお願いいたします。議事録につきましては、後日公開いたします。

会場内には、ご利用いただける無線 LAN のアクセスポイントはございませんので、会場から当省ホームページ掲載の資料を閲覧される場合には、ご自身で通信環境をご用意していただくようお願いいたします。ご不便をおかけしますが、ペーパーレス化へのご協力をお願いいたします。

記

- 1 開催日時：令和3年4月26日（月）17時00分～19時00分
- 2 開催場所：オンライン会議会場及び傍聴会場
厚生労働省 省議室
（東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館9階）
- 3 議題：
 - (1) ワーキンググループにおける議論等の整理の報告
 - (2) 論点（案）に係る意見交換
 - (3) その他

4 募集要領

- (1) 会場設営の関係上、事前にお申し込み下さい。
- (2) FAX (03-3591-8914) 又はメール (syuurou@mhlw.go.jp) により以下の事項を記載の上、お申し込み下さい。
 - 件名:「第5回 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会傍聴希望」
 - 傍聴希望者の氏名 (フリガナ)
 - 連絡先電話番号、FAX 番号
 - 勤務先又は所属団体
- (3) 申込みの締切りは、4月22日(木)12:00必着とします。
- (4) 希望者多数の場合は、抽選等を行い傍聴者を決定させていただきます。会場スペースが限られているため、お申し込みいただいても傍聴できない場合がありますので、予めご了承下さい。抽選等の結果、傍聴できない方には、4月22日(木)中にご連絡申し上げます(傍聴可能な方には連絡等はいたしません)。
- (5) 当日は、必ず「傍聴申込み用紙(*)」及び「顔写真付身分証明書(免許証、社員証、パスポート等)」をご持参ください。
 - (*) FAX 申込みの場合 : 送信していただいた FAX 送信票
 - メール申込みの場合 : 送信メールをプリントアウトしたもの
- (6) 車椅子で傍聴を希望される方は、その旨お書き添え下さい。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添え下さい。

5 傍聴される方の注意事項 :

- (1) 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- (2) 携帯電話など音の出る機器については、電源を切るかマナーモードに設定してください。
- (3) 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。なお、ご本人の許可を得ずに個人が特定される形で一般傍聴者を撮影することはお控えください)。
- (4) 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- (5) 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- (6) 静粛を旨とし、意見を表明するなど会議の妨害になるような行為はしないでください。
- (7) 検討会構成員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。また、会議開始前後の検討会構成員等への要請、陳情等はお控えください。
- (8) 飲食はしないでください。
- (9) 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- (10) 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (11) 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがあります。
- (12) その他、座長及び事務局職員の指示に従ってください。